

約款(LION FXのお客様用)対比表

平成 30 年 8 月 27 日
(青字部分は追加・変更、青字部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>第14条（証拠金・損益）</p> <p>本取引において、各証拠金及び損益については、以下のように定義します。</p> <p>(1) 「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。</p> <p>(2) 「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。</p> <p>(3) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。</p> <p>(4) 「発注証拠金」とは、未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。</p> <p>(5)、(6) は省略</p>	<p>第14条（証拠金・損益）</p> <p>本取引において、各証拠金及び損益については、以下のように定義します。</p> <p>(1) 「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に決済損益決済損益売買差損益金およびスワップ損益を加減算したものをいいます。</p> <p>(2) 「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。</p> <p>(3) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。</p> <p>(4) 「発注証拠金」とは、未約定注文ので約定後に必要証拠金に相当する金額をいいます。</p> <p>(5)、(6) は省略</p>
<p>第17条（預託証拠金等の取扱い）</p> <p>本取引における預託証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。</p> <p>(1)、(2) は省略</p> <p>(3) 未決済ポジションが決済された場合、ただちに売買差損益金が預託証拠金に加減算され、スワップは、確定後、預託証拠金に加減算されるものとします。</p> <p>(4) 省略</p>	<p>第17条（預託証拠金等の取扱い）</p> <p>本取引における預託証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。</p> <p>(1)、(2) は省略</p> <p>(3) 未決済ポジションがを決済されした場合、ただちに売買差損益金およびスワップ損益が預託証拠金に加減算され、スワップはされするものとします。ただし、未決済ポジションを決済せずに一部または全部の未実現スワップのみを確定させることができ、確定後はは預託証拠金額に加減算されるするものとします。</p> <p>(4) 省略</p>
<p>第33条（免責事項）</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) お客様のログインID、パスワード等につき、あらかじめ当社に登録されているものと一致していることを当社が確認して行った本取引により生じた損害</p> <p>(8) 当社の責めに帰すことのできない事由で、お客様のログインID、パスワード等が漏洩、盗用されたことにより生じた損害</p>	<p>第33条（免責事項）</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) お客様のログインユーザーID、パスワード等につき、あらかじめ当社に登録されているものと一致していることを当社が確認して行った本取引により生じた損害</p> <p>(8) 当社の責めに帰すことのできない事由で、お客様のログインユーザーID、パスワード等が漏洩、盗用されたことにより生じた損害</p>

<p>第37条（個人情報等の取扱い）</p> <p>当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性を認識し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q15001:2006）」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報等の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> （2）利用目的および本条第2項の目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。 当社は、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合（該当する可能性がある当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ログインID、取引内容（口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等）、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供することがあります。 お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前2項の内容を承諾するものとします。 	<p>第37条（個人情報等の取扱い）</p> <p>当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性を認識し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q15001:2006）」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報等の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> （2）利用目的および本条第2項の目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。 当社は、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合（該当する可能性がある当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ログインユーザーID、取引内容（口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等）、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供することがあります。 当社は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「実特法」といいます。）等に基づき、お客様が日本以外の国または地域において、納税の義務がある場合（納税の義務があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、居住地国の名称、外国納税者番号、ユーザーID、口座残高、年間損益等の情報を所轄税務署長を通じて、国税庁に提供することがあります。 お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前2項の内容を承諾するものとします。
<p>平成28年10月3日現在</p>	<p>平成30年8月27日現在</p>